

# 承認工事審査基準

2019年4月  
大垣市建設部管理課

## 目次

1	趣旨.....	3
2	法面埋め立て.....	3
3	側溝.....	3
4	舗装.....	5
5	橋梁.....	6
6	安全対策.....	6
7	その他承認工事.....	7
8	車両出入口.....	7
9	標準構造図.....	13
10	別紙様式.....	14
11	その他関係する条例等.....	14
12	問い合わせ先.....	14
13	改正について.....	14
14	改正履歴.....	15
15	関係する基準について.....	15

## 1 趣旨

道路法第 24 条の規定に基づく道路管理者以外の者の行う工事の承認について、行政手続法第 5 条の規定に基づき審査基準を定めるもの。

## 2 法面埋め立て

- (1) 宅地造成等により法面埋め立てををするときは、側溝新設、透水性舗装、砕石処理、民地内排水構造物の設置のいずれかにより、道路の路面排水を適切に処理できるようにしなければならない。
- (2) 法面埋め立ては、路床の改良として山土に 50cm 入替え、20cm 毎に転圧する。砕石処理の場合は、表層は砕石 (C-30) を 15cm 施工する。なお軟弱地盤等であっても路床のコンクリート改良は認めない。
- (3) 側溝新設の計画がなく、アスファルト舗装とする場合は、民地内に境界明示のための杭等を設置し、路面は透水性アスファルト舗装とする。透水性アスファルト舗装の舗装構成については、表層を透水性アスファルトで 5cm、路盤を再生砕石 (RC30) で 10cm、フィルター層として 10cm 砂層を設ける。

## 3 側溝

- (1) 側溝を新設するときは、申請前に官民境界を確定すること。側溝は、道路側の境界に沿って、原則敷地全面に設置する。
- (2) 側溝天端高 (計画道路高) は、あらかじめ 10 メートルピッチで現況地盤高、対面側溝天端高、道路中心高、既設側溝天端高及び敷高を測量し、土地利用計画図に図示して道路管理者と協議して決める。
- (3) 排水先の水路が用水路の機能を有する場合は、季節により水位が変化するため、水路の水跡から計画高水位を推測し、普通河川の水の逆流等を見極め、新設する側溝の排水機能への影響を最小限にした設計とする。
- (4) 側溝の規格は道路幅員 6 メートル以上の場合は B300、道路幅員 6 メートル未満の場合は B250 とする。ただし、道路幅員 6 メートル未満の道路で、既設側溝が B300 以上の場合や、道路幅員に関係なく前述した規格以外の側溝が設置してある場合は、設置する側溝の規格は道路管理者と協議して決定する。
- (5) 新設する側溝に対し、10m あたり 1 箇所のグレーチングを設置する。歩道については、歩行者への安全対策として、「滑り止め付き細目タイプ」のグレーチングを設置する。

- (6) U型側溝に敷モルタルを施工して勾配をつけるときは、敷モルタルの施工厚は2cm未満とならないこと。U型側溝で設計できない場合は可変勾配側溝を選択する。なお、全て可変勾配側溝で計画してもよい。
- (7) 宅地造成高が現況道路高より高くなる場合は、乗入は民地内ですり付けする。側溝と土間コンクリート等の段差を解消するため、道路に段差スロープを設置することは認めていないため、注意する。
- (8) 側溝の蓋厚を除いた有効深さは、幅の内寸法以上とする。なお、接続先の側溝の敷高や道路の天端高等の状況により、やむを得ない場合は有効深さを幅の寸法の60%まで認めることがあるため、事前に道路管理者と協議すること。
- (9) 側溝が道路横断する場合は、側溝の内断面と同寸法の横断暗渠（別図「横断暗渠工」参照）を設置する。横断暗渠工による道路横断部の前後や会合点、90°折点には集水柵（別図「集水柵工」参照）を設置する。
- (10) 集水柵の泥だめは15cm以上確保する。蓋はグレーチングとし、道路の状況に応じてボルト固定型またはヒンジ開閉式（110°）を選択する。なお、側溝の90°折点に設置する集水柵については、横断暗渠の両端である場合を除き、泥だめを設ける必要はない。
- (11) 隅切部などの折点処理は最小辺長30cm以上の有筋コンクリート構造とする。（別図「側溝隅切部構造図」参照）
- (12) 側溝本体を切断する場合は、50cm未満としない。
- (13) 側溝蓋を切断する場合は25cm未満としない。
- (14) 側溝の敷勾配は0.3%から10%の範囲とする。ただし、土地の形状や排水先の状況により、やむを得ない場合は、道路管理者の承認を得て敷勾配を0.2%とすることができる。なお、蓋なし側溝を入れ替える場合などで、上流と下流の敷高が決まっている場合を除く。
- (15) 上流側の端部処理は、土砂が側溝内に流入すること及び蓋がずれることを防止するため、現場打ちの土留壁を側溝外側に15cm厚で天端まで施工する。上流側の端部となる位置に既設側溝の上流端部がある場合は、敷高が合わない場合でも接続する必要があるため、道路管理者と協議する。
- (16) 都市計画法施行規則第24条の規定により側溝設置義務がある場合で、既設の側溝等排水構造物があるときは、後退幅が50cm以上の場合は、既設の側溝を撤去し、道路後退線に側溝を新設する。同じく、後退幅が50cm未満の場合は、民地内に境界明示のための見切りとして地先境界ブロックを設置し、道路後退部分は法面埋め立て後に叩きコンクリート（別図「叩きコンクリート工」参照）とし、既設の

側溝に向けて1.5%の勾配をつける。ただし、既設の側溝等が用排水路の機能を有している場合は、水路管理者と協議のうえ施工方法を決定する。なお、4メートル未満の道路などで、みなし道路の部分（道路後退部）を市に寄附する場合も、この規定を準用する。

- (17) 排水先となる側溝や普通河川が道路の延長線上にない等の理由により、側溝を設置できないときで、敷地が普通河川など別の排水先に接している場合は、申請者の了承を得て道路の路面排水処理のため民地内に排水構造物を設置させる。申請者は道路の路面排水の受け入れ及び排水構造物の維持管理について承諾したときは、市道の路面排水受入承諾書（別紙様式1）を道路工事施行承認申請書に添付する。なお、承諾が得られない場合は、透水性アスファルト舗装または砕石処理とする。
- (18) 側溝の排水管を水路に設置するときは、側溝の内断面と同径とし、道路工事施行承認申請書で申請する。（法定外公共物河川占有ではない。）
- (19) 用水兼用の側溝は漏水がない構造とする。
- (20) 農業用の構造物（角落し等）が既設側溝に設置してある場合は、その移設について事前に農林課及び耕作者等関係者と協議する。
- (21) 電柱は官民境界に寄せて設置する。側溝は、電柱迂回工（別図「電柱迂回詳細図」参照）により側溝の内断面と同径のVP管で施工する（蓋付の迂回側溝は認めない）。なお、行き止まりの道路で、ガードレール等道路附属物の裏に電柱設置の余地がある場合であっても、道路を延長した先に接続可能な道路（国道・県道・市道）がある等、道路を延伸できる可能性がある場所においては、ガードレール等の裏への電柱設置は認めない。官民境界に寄せて設置したとき、端部が排水先の場合には最終樹を移設し、建柱場所を確保後、排水管を曲げて排水先に接続する。

#### 4 舗装

- (1) 車道舗装の構成は表層を密粒度アスファルト13mmTOPで5cm、路盤を再生砕石（RC-30）で10cmとする（別図「市道占用工事アスファルト舗装復旧標準図」）。ただし、大型車両等の交通量が多いと想定できる道路、二車線以上ある道路、地下水位が高いと想定される場所などは、道路管理者と協議して舗装構成を決定する。
- (2) 歩道の舗装構成は、車両出入口を除き、表層を透水性アスファルトで3cm、路盤を再生砕石（RC30）で10cm、フィルター層として10cm砂層を設ける。なお、車両出入口の歩道舗装の構成は「8 車両出入口 表-1」を参照する。

- (3) 車道横断勾配は1.5%、歩道横断勾配は1%以下を標準とする。ただし、既設の道路状況が良好で、舗装勾配が標準値と異なる場合は、既設舗装勾配に合わせて舗装する。
- (4) 掘削工事に伴う路面復旧を行う場合、舗装を60cm以上(掘削幅30cm+影響幅30cm)打ち換え、原形復旧する(別紙「大垣市道路掘削復旧要領」参照)。
- (5) 新設する通路橋などが現況の舗装に摺り付かない場合は、水溜りができない範囲までオーバーレイを施工する。オーバーレイの範囲については、道路の対面・中心の舗装天端高を現況測量し、事前に道路管理者と協議して決定する。
- (6) 路面が碎石等の未舗装部について、舗装の拡幅を行う場合は、草の根を除去するため、深さ30cm以上路床・路盤を打ち換える。
- (7) 上下水道、ガス、電柱、電話柱が設置されることが想定される場所においては、申請者は、市(管理課)の指示に従い、舗装の本復旧時期を各管理者と調整する。

## 5 橋梁

- (1) 新設道路と既設道路の交差点に普通河川がある場合は、ボックスカルバート(別図「ボックスカルバート工」参照)を設置する。ボックスカルバートの天端は製品の仕様に従い舗装し、水溜りを解消するため排水勾配を確保する。
- (2) 道路橋には地覆(15cm×15cm)を設置する。
- (3) 水路と道路の間に転落防止柵がある場合は、新設する道路橋に転落防止柵(柵高1,100mm・センタービーム)を設置する。

## 6 安全対策

- (1) 法面埋め立て、道路後退、舗装拡幅により道路を拡幅した場合で、道路に新たな有効幅員の段差ができる場合は、当該箇所に土留めを施工し、視線誘導標(デリネータ)を50cm毎に1基設置する。
- (2) デリネータの反射体の形状は丸型で両面反射とし、直径100mmの規格を標準とする。支柱の材質は金属体で、支柱の色は白色とする。路面から反射板の中心の高さが90cmとなるよう設置し、反射板の向きは車両進行側(道路左側)を白色反射板、対向車線側(道路右側)を黄色反射板とする。なお、埋め込みについては、60cm以上とする。
- (3) 道路の新設を計画する場合で、交差点となる既存の市道に水路が平行し、新設する道路の対面が水路になるときは、新設道路から交差点に向かって車両等が走行した場合の水路への転落防止として、直径300mmの視線誘導標を2メートル毎に1

基、既存の市道法面に設置する。既設のガードパイプがある場合は添架式とし、ガードパイプがない場合は自立式とし、反射板の中心高は路面から 90cm とする。なお、ガードパイプ以外の安全対策がなされている場所については、道路管理者と協議のうえ決定する。

- (4) 行き止まり道路にはガードレールを設置する。ガードレールには反射板を設置する。反射シールとする場合は、ビーム部の平場全面に 2 箇所貼付する。デリネータを添架する場合は、支柱毎に 1 基添架する。
- (5) 車両出入口を設置する場合で、歩道に車両が進入する可能性があり、歩行者等の安全の確保及び道路保全上必要があると道路管理者が判断した場合は、道路または車両出入口を設けようとする民地側に乗入規制ブロック・ポール等を設置する。

## 7 その他承認工事

- (1) この基準に定めのない事項については、岐阜県道路設計要領（岐阜県ホームページ参照）に個別に道路構造物の基準が規定されているため、当該要領の基準を基に道路管理者と協議する。
- (2) 擁壁やブロック塀などの構造物を民地側に設置するときは、自立構造で側溝に荷重をかけない構造とする。
- (3) 排水管を側溝に接続する場合は、側溝の蓋受けの下から 10cm 以上の離隔を確保する。
- (4) 叩きコンクリート（別図「叩きコンクリート工」参照）を施工する場合は、10m あたり 1 箇所の目地を設ける。
- (5) 舗装復旧範囲に既設の路面標示（外側線、交差点標示等）がある場合は、路面標示を復旧する。
- (6) 交差点を新設する場合は、交差点に路面標示を施工する。

## 8 車両出入口

歩車道分離道路において、造成宅地等へ自動車が入り入れることとなる場合は、車両出入口は市の基準に適合したものにしなければならない。

### (1) 車両出入口設置箇所

車両出入口は、次に掲げる箇所に設置してはならない。

- ① 横断歩道（停止線がある場合は停止線）または交差点から 5 メートル以内の箇所
- ② 横断歩道橋または地下横断歩道の昇降口から 5 メートル以内の箇所

- ③ 電車・バス停留所施設から前後 10 メートル以内の箇所
- ④ 踏切の前後の側端からそれぞれ 10 メートル以内の箇所
- ⑤ 道路の横断勾配が 10%以上である箇所
- ⑥ 交通信号機、道路照明柱、道路標識柱、防護柵などの施設のある箇所（施設の管理者がその撤去または移設に同意した箇所は除く。）
- ⑦ 自動車を保管する駐車場、空地等が民地側でない箇所
- ⑧ 消防法その他の法令により禁止されている箇所
- ⑨ トンネルの前後各 50 メートル以内の箇所
- ⑩ その他道路管理者が支障ありと認めた箇所

(2) 車両出入口の規格及び構造

車両出入口の規格及び構造は、表 1「車両出入口の舗装等の規格」に定めるところによる。設計については、別紙「岐阜県道路設計要領第 9 章第 2 節 2. 2. 3 別図」のフラットの場合、マウントアップの場合を基準とする。

表-1 車両出入口の舗装等の規格

区 分		A	B	C
乗 入 幅		4.2m以下	7.8m以下	12.0m以下
隅 切 り	R 1		0.6m	
	R 2		0.6m	
コンクリート 舗 装	表層	10cm ( $\sigma$ 28=210kg/cm <sup>2</sup> 以上)	15cm ( $\sigma$ 28=210kg/cm <sup>2</sup> 以上)	20cm ( $\sigma$ 28=210kg/cm <sup>2</sup> 以上)
	路盤	10cm (クラッシャーラン30-0)	15cm (粒調砕40-0)	20cm (粒調砕40-0)
アスファルト 舗 装	表層	4cm 密粒度AS13mmTOP	5cm 密粒度AS13mmTOP	密粒度AS13mmTOP 5cm 粗粒度AS 5cm
	路盤	15cm (クラッシャーラン30-0)	(上層) 10cm 粒調砕石30-0 (下層) 10cm クラッシャーラン30-0	(上層) 10cm 粒調砕石30-0 (下層) 15cm クラッシャーラン30-0
側 溝		車 道 用		
側溝鋼製蓋		T - 2 5		

- ① コンクリート舗装とアスファルト舗装は、既存道路の舗装状態に合わせて選択する。
- ② 表-1 の舗装構成は、路床の良好な場合を想定しているので、植栽等を移設する場合や路床が不良の場合は、路床として山土に 50cm 入れ替え、20cm 毎に転圧する。
- ③ タイプ A、B、C の区分は、「表 2」に示す土地の計画用途を基本とする。
- ④ 車両出入口を新設する箇所は、供用後のブロック等の破損等を防止するためガッター工（別図「ガッター工」参照）をやり直す。
- ⑤ 車両出入口の新設を計画している場所に、既設の排水施設（排水管及び水抜きブロック）がある場合は、道路管理者の指示により適切な位置に移設する。その際、ガッターの排水方向と水抜きブロックの位置が合わないときは、水抜きブロックに向けてガッター工をやり直す。

表-2

区 分	A	B	C
計画用途	専用住宅 一般店舗	コンビニエンスストア 大型店舗	ガソリンスタンド 大規模商業施設 大規模工場 等
利用車両 の 車 種 (最大)	軽自動車 小型乗用車 普通乗用車	普通乗用車 小型貨物車	大型貨物車 バス
適 用	<p>1. 利用車両の車種は、通常乗入れが想定されている車両の最大のを適用する。「通常乗入れが想定されている」とは、乗入れ先に当該車両が駐車するための区画等が明確に計画されていることをいう。</p> <p>2. 区分Cの基準を適用した場合は、縦断用側溝では通常の車両の乗入に耐えられないことが想定されるため、車両出入口の幅に合わせて横断用側溝に入れ替える。</p>		

表-3 車両出入口の幅を検討する際に使用する軌跡図の基準

設計車両 (道路構造令)	区分 (表-2対応)	幅 員	長 さ
小型自動車	軽自動車～	1.7m	4.7m
小型自動車等	普通乗用車	2.0m	6.0m
普通自動車	小型貨物車	2.5m	12.0m
セミトレーラー連結車	大型貨物車・バス	2.5m	16.5m

車両出入口の幅を検討する際に使用する軌跡図の基準は道路構造令 (表 3) を基準とするが、実際に使用する車両と寸法が一致しない場合は、使用する車両の寸法とする。

(3) 歩道の植栽

車両出入口となる歩道に植栽がある場合は、移設または撤去について、あらかじめ管理者である都市施設課と協議すること。車両出入口を閉鎖するときで路線に植栽帯がある場合は、都市施設課と協議のうえ、閉鎖箇所に植栽を復旧すること。

(4) 車両出入口の拡幅協議基準

土地の利用計画 (建物・駐車場の配置) が明確になっている場合は、次のとおり協議することができる。

- ① 前面道路の有効幅員が4メートル未満である場合、または敷地と道路の接続する角度が直角でない等の特殊な場合、申請者は「②協議に必要な資料」を市（管理課）に提出して事前に協議する。道路管理者が、その計画について、交通安全上の支障がなく、土地の特殊性からやむをえないと認めるときに、表-1の区分に規定する乗入幅について、次の（ア）、（イ）の規定に従い緩和する。

（ア）専用住宅用途

- 敷地内の駐車場の奥行きが6メートル未満で、車両を車道向きに駐車する計画である場合は、表-3の区分に応じ、所有する車両の幅員の合計分の寸法を60cm単位で拡幅を検討することができるが、その限度は7.2メートル（専用住宅限度幅）とする。
- 所有する車両の幅員の合計が専用住宅限度幅（7.2メートル）を超える場合は、歩行者の安全を優先するため、それ以上の拡幅は認めない。この場合、駐車場で旋回する敷地を確保する等、7.2メートルの範囲で出入りできるよう土地利用計画の見直しを検討する。
- 「隣接する車両出入口及び隣地境界との間隔」の規定により、専用住宅限度幅（7.2メートル）まで緩和できない場合がある。
- 車庫を設置する場合は、車庫の幅を基準にするのではなく、駐車する車両の台数により判断する。

（イ）営業用途の場合は、個別協議とするが、店舗兼住宅の場合は、（ア）専用住宅用途の基準を適用する。

② 協議に必要な資料

（ア）駐車する車両の車体寸法に関する資料

（イ）車両の長さ、幅、最小回転半径の90°乗り入れでの軌跡図

（ウ）予定建築物及び駐車場の位置・寸法を示した土地利用計画図（土地利用計画がない場合は協議対象外）

(5) 車両出入口の数

- ① 車両出入口は、原則として1施設または場所につき1箇所とする。
- ② ガソリンスタンド、駐車場、コンビニエンスストア等自動車の出入が多い施設で、車両出入口を複数設けることで、車道及び歩道等の通行の安全かつ円滑化に資すると道路管理者が認めた場合であって、かつ車両出入口を設けようとする区画の形状が、「表-4」に定める市管理道路に接する部分の延長を有する場合においては複数の車両出入口を認めることができる。

表-4 車両出入口の数

区 分	A	B	C
乗入幅員	4.2m以下	7.8m以下	12.0m以下
2 箇 所	延長 $\geq$ 25m	延長 $\geq$ 30m	延長 $\geq$ 35m
3 箇 所	延長 $\geq$ 50m		
備 考	<p>1. 区分Aの車両出入口を複数設けるときは、店舗等事業用の土地利用計画の場合に限る。</p> <p>2. 表中「延長」は、市管理道路に接する部分の延長を示し、原則として交差点までの官民境界の長さとする(角地の場合、交差点の延長を合計しない)。</p> <p>3. 以下については、個別にその適否について判断する。</p> <p>① 区分Cの車両出入口を3箇所設けようとする場合</p> <p>② 車両出入口を4箇所以上設けようとする大規模な開発行為</p> <p>③ 定常的に乗り入れる車両が車両制限令に定める規格を越える特殊車両である場合</p>		

(6) 側溝等の設置

- ① 車両出入口に蓋のない側溝がある場合は、側溝または蓋を設置する。
- ② 車両出入口に普通河川がある場合は、占用許可を受け占用橋を設置する。この場合、車両出入口の位置は占用許可基準に適合すること。
- ③ 車両出入口の側溝蓋が歩道用の場合、もしくは経年劣化等により強度が想定する自動車の乗り入れに耐えられないと道路管理者が判断した場合は、車道用の側溝に入れ替えること。ただし、構造上問題がない側溝で、車道用の側溝蓋に対応した側溝である場合は蓋の入替えでよい。
- ④ 車両出入口の側溝が現場打ち側溝である場合は、側溝のあごを改良(別図「側溝蓋交換工」参照)する。なお、適合する寸法の製品があり、入れ替えができる場合は、側溝入れ替えを可とする。

(7) 乗入角度

道路外の施設若しくは場所に車両が出入するときに、歩道利用者(歩行者又は自転車等)の正常な交通を確保するため、乗入角度は90°とする。

(8) 隣接する車両出入口及び隣地境界との間隔

- ① 車両出入口を複数設置しようとする場合、その間隔(隅切を設ける場合にあつ

ては、隅切の間)は、原則5メートル以上離すものとする。また、隣接する他の車両出入口との間隔についても同様とする。ただし、申請者以外の申請等により設けられた別の区画の車両出入口であって、やむを得ない理由により5メートル以上離すことができないときで、区画の構造が明確に区分され、安全上支障がないと道路管理者が認めた場合は、協議のうえ、その間隔を60cm単位で緩和することができる。

- ② 隣接土地との境界からは、原則3メートル以上の間隔を確保する。ただし、土地の間口が狭いなどの理由により3メートル以上の間隔を確保できないと道路管理者が認めた場合は、その間隔は最小で境界から90cmの間隔とすることができる。

#### (9) 既設の車両出入口の取扱い

既設の車両出入口がある場合で、新たな土地利用計画の接道間口が従前の間口より狭い場合は、新たな接道間口に合わせて道路の車両出入口の幅を狭くする。また、新たな土地利用計画で車両出入口として使用しない位置に既設の車両出入口が存在する場合は、原形の歩道及び植栽に復旧する。

## 9 標準構造図

本基準に適用する道路構造物については、次の構造図を標準とする。なお、適当な構造図がない場合は、岐阜県ホームページに掲載されている岐阜県道路設計要領の構造図を基準に市と協議する。

- (1) 側溝工 (PU3 型)
- (2) 可変勾配側溝工
- (3) 可変横断側溝工
- (4) 可変勾配側溝工 (片土圧)
- (5) 横断暗渠工
- (6) 電柱迂回工
- (7) 集水柵工
- (8) 標準横断面図
- (9) 防塵処理工
- (10) ボックスカルバート工
- (11) 側溝蓋交換工
- (12) 側溝隅切部構造図
- (13) 側溝工 (現場打ち)

- (14) 叩きコンクリート工
- (15) 地覆工
- (16) ガッター工（マウントアップ）
- (17) ガッター工（フラット）

## 1 0 別紙様式

- (1) 市道の路面排水受入承諾書（様式 1）

## 1 1 その他関係する条例等

- (1) 大垣市道路の構造の技術的基準を定める条例

市道を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準

- (2) 大垣市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

- (3) 大垣市道路掘削復旧要領

道路掘削工事の施工にあたり、道路機能を掘削前と同等以上にすることを目的とした復旧要領

- (4) ソフトピアジャパン環境形成マニュアル

加賀野四丁目地内のソフトピアジャパンセンタービルを中心としたエリアは、ソフトピアジャパン環境形成地区とされている。環境形成に関しては「ソフトピアジャパン建築協定委員会（事務局：岐阜県）」により具体的な運営がされている。

## 1 2 問い合わせ先

- (1) 承認工事の申請手続全般に関すること

建設部 管理課 電話：0584-47-8526 F A X：0584-81-3302

- (2) 承認工事に関する道路構造物の設計に関すること

建設部 道路課 電話：0584-47-8634 F A X：0584-81-3302

## 1 3 改正について

この基準の内容を改正しようとするときは、市は、10月1日までに承認工事審査基準案及び新旧対照表により改正内容をインターネットまたは管理課窓口で公開し、3月31日まで周知期間を設け、4月1日の申請書受付分から適用する。なお、

申請者が周知期間中に改正内容の適用に合意した場合は、周知期間中であっても改正内容を適用することができる。

#### 1 4 改正履歴

##### (1) 2019年4月1日

- ・ 「8車両出入口 表-1 隅切り」R1の項及びR2の項に「0.6m」を加える。
- ・ 「8車両出入口 表-1 側溝鋼製蓋」Aの項「T-20」を「T-25」に改める。
- ・ 「8車両出入口 表-2」に次の一文を加える。

2. 区分Cの基準を適用した場合は、縦断用側溝では通常の車両の乗入に耐えられないことが想定されるため、車両出入口の幅に合わせて横断用側溝に入れ替える。なお、横断用側溝を設計する際の基礎構造は、別図「横断暗渠工」に準じる。

- ・ 「10 別紙様式」に市道の路面排水受入承諾書を加える。
- ・ 「13 改正について」に次の一文を加える。

この基準の内容を改正しようとするときは、市は、10月1日までに承認工事審査基準案及び新旧対照表により改正内容をインターネットまたは管理課窓口で公開し、3月31日まで周知期間を設け、4月1日の申請書受付分から適用する。なお、申請者が周知期間中に改正内容の適用に合意した場合は、周知期間中であっても改正内容を適用することができる。

#### 1 5 関係する基準について

本基準の施行により、平成31年4月1日申請分から「開発協議及び自費工事における特記事項」及び「開発協議及び自費工事の審査チェックリスト」は廃止する。

様式1

市道の路面排水受入承諾書

大垣市長 様

本件道路承認工事に関し、土地の私所有・私管理の排水設備を申請図書のとおり設置します。ついては、市道の排水処理については、次の事項を承諾します。

1. 私管理の排水設備に市道の路面排水を受け入れ、排水先に排出すること。
2. 私管理の排水設備を、自ら適切に維持管理すること。

申請場所 大垣市

年 月 日

(同意者) 住 所

氏 名

印

(同意者が自署してください。)